

令和 8 年度滋賀県職員
(心理判定員・児童福祉司・自立支援員・児童指導員・保健師・
獣医師・電気・機械) 採用選考 第 1 次考査受験案内
(令和 8 年度途中採用予定)

令和 8 年 8 月 17 日
滋 賀 県

○ 第 1 次考査期日および場所

第 1 日 能力検査 (SPI)

令和 8 年 9 月 20 日 (日) 大津市内

第 2 日 論文試験 (電気および機械にあつては専門試験)、適性検査および
面接試験

令和 8 年 9 月 27 日 (日) 大津市内

○ 受付期間

インターネットにより申し込んでください。

令和 8 年 8 月 17 日 (月) 正午～令和 8 年 9 月 9 日 (水) 17 時

○ 感染症対策について

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症 (新型コロナウイルス感染症など) に罹患し治癒していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。

明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。

- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。

なお、マスクの着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。

- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。

○ 採用日について

令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年度末までの間で採用を行います。

合格者に就労可能時期を確認し、欠員等の状況を踏まえ、採用日を決定します。

○ 問合せ先

選考区分	問合せ先（住所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号）
心理判定員	滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課 電話（077）528-3554
児童福祉司	
自立支援員	
児童指導員	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 健康福祉政策課 電話 障害福祉課（077）528-3541 健康福祉政策課（077）528-3511
保健師	滋賀県健康医療福祉部医療政策課 健康福祉政策課 電話 医療政策課（077）528-3610 健康福祉政策課（077）528-3511
獣医師	滋賀県健康医療福祉部生活衛生課 農政水産部畜産課 電話 生活衛生課（077）528-3641 畜産課（077）528-3851
電気	滋賀県商工労働部イノベーション推進課 電話（077）528-3791
機械	

1 選考区分

心理判定員、児童福祉司、自立支援員、児童指導員、保健師、獣医師、電気、機械

2 採用予定人員および受験資格

採用予定人員および受験資格は、次の表のとおりとします。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

<令和8年度途中(11月1日以降)採用予定分>

選考区分	採用予定人員	受験資格
心理判定員	2人程度	次のいずれかに該当する者 (1) 4年制大学において、心理学を専修する学科またはこれに相当する課程(臨床心理学を専攻した者に限る。)を修めて卒業後、採用日において2年以上の臨床経験(大学院における演習を含む。)を有する者で、昭和41年4月2日以降に生まれたもの (2) 大学院の修士課程または博士課程前期課程(臨床心理学を専攻した者に限る。)を修了(採用日までに修了する見込みの者を含む。)し、かつ、採用日において2年以上の臨床経験(大学院における演習を含む。)を有する者で、昭和41年4月2日以降に生まれたもの
児童福祉司	3人程度	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者(採用日までに任用資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭和41年4月2日以降に生まれたもの
自立支援員	1人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第82条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者(採用日までに資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭和41年4月2日以降に生まれたもの
児童指導員	1人程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に規定する児童指導員の資格を有する者(採用日までに資格を取得する見込みの者を含む。)で、昭和41年4月2日以降に生まれたもの

保健師	2 人程度	保健師の免許を有する者（採用日までに免許を取得する見込みの者を含む。）で、昭和 4 1 年 4 月 2 日以降に生まれたもの
獣医師	2 人程度	獣医師の免許を有する者（採用日までに免許を取得する見込みの者を含む。）で、昭和 4 1 年 4 月 2 日以降に生まれたもの
電気	1 人程度	次のいずれにも該当する者 (1) 次に掲げる大学院のいずれかの専攻において、修士課程または博士課程前期課程を修了した者（採用日までに修了する見込みの者を含む。）で、昭和 4 1 年 4 月 2 日以降に生まれたもの (ア) 電子・電気工学専攻 (イ) 電子回路工学専攻 (ウ) 通信工学専攻 (エ) 応用物理工学専攻 (オ) 数理工学専攻 (カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、これらに類する専攻 (2) (1) の大学院の課程において、または同課程を修了後、電子または電気に関する回路・機器の設計、計測、評価などのうち一つ以上の経験を有するもの
機械	1 人程度	次のいずれにも該当する者 (1) 次に掲げる大学院のいずれかの専攻において、修士課程または博士課程前期課程を修了した者（採用日までに修了する見込みの者を含む。）で、昭和 4 1 年 4 月 2 日以降に生まれたもの (ア) 機械工学専攻 (イ) 機械システム工学専攻 (ウ) 生産システム工学専攻 (エ) 精密加工工学 (オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、これらに類する専攻 (2) (1) の大学院の課程において、または同課程を修了後、機械力学、機械設計、機械制御・システム、機械加工、材料力学試験・評価、ロボット工学などのうち一つ以上の経験を有するもの

3 勤務の条件

(1) 採用の時期および勤務先

選考区分	採用の時期	勤務先
心理判定員	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	各子ども家庭相談センター、精神保健福祉センター等
児童福祉司	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	各子ども家庭相談センター等
自立支援員	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	淡海学園等
児童指導員	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	近江学園、各子ども家庭相談センター、淡海学園等
保健師	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	主として各健康福祉事務所（保健所）、精神保健福祉センター、各子ども家庭相談センター等
獣医師	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	主として健康医療福祉部生活衛生課、各健康福祉事務所（保健所）、食肉衛生検査所、衛生科学センター、動物保護管理センター、農政水産部畜産課、家畜保健衛生所、畜産技術振興センター等
電気	令和8年度途中 (令和8年11月1日以降)	主として南部産業技術共創センター、北部産業技術共創センター等
機械		

(2) 給与

選考区分	給料	【参考】 免許等取得後の経験が 20年ある場合
心理判定員	4年制大学卒の者で月額263,159円	月額365,069円
児童福祉司	社会福祉主事たる資格を得た後3年間児童福祉事業に従事した者で月額270,577円	月額365,069円
自立支援員	4年制大学卒の者で月額263,159円	月額373,132円
児童指導員	4年制大学卒の者で月額263,159円	月額373,132円
保健師	4年制大学卒の者で月額291,109円、 短大3卒の者で月額286,917円	(4年制大学卒の者) 月額376,787円 (短大3卒の者) 月額371,519円
獣医師	6年制大学卒の者で月額337,457円 (第1種初任給調整手当を含む。)	月額379,582円

電気	修士課程修了の者で月額 2 9 3 , 6 8 9 円	—
機械	修士課程修了の者で月額 2 9 3 , 6 8 9 円	—

- 注 1 令和 8 年 11 月 1 日から令和 8 年度末までの間で採用を行います。合格者に就労可能時期を確認し、欠員等の状況を踏まえ、採用日を決定します。
- 2 給料の欄に掲げる額には地域手当を含みます。給料の他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、給料の欄に掲げる額に一定の額が加算されます。
- なお、この額は、令和 8 年 4 月 1 日現在のものです。
- 3 昇給は、原則として毎年 1 回行われます。
- 4 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が 2 0 年ある場合のものです（地域手当を含む。）。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

4 第 1 次考査

(1) 日時および場所

ア 第 1 日 能力検査 (SPI)

日時 令和 8 年 9 月 20 日 (日)

9 時 45 分 (集合時間 9 時 15 分) から 11 時 30 分頃まで

場所 大津市内

※ 第 1 日の集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

イ 第 2 日 論文試験 (電気および機械にあっては専門試験)、面接試験および適性検査

日時 令和 8 年 9 月 27 日 (日)

8 時 30 分から 17 時頃まで

場所 大津市内

※ 第 2 日の集合時間および集合場所の詳細は、第 1 日に試験会場で通知します。

※ 第 2 日に実施する試験は、能力検査の成績上位者についてのみ行います。

(2) 方法および内容

大学卒業程度 (保健師にあっては、短大卒業程度) で、次の方法により行います。

ア 能力検査 (SPI)

多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について検査を行います。

イ 論文試験

識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。

ウ 専門試験 (電気および機械のみ)

記述式により識見、思考力、表現力、当該分野の専門技術者としての素養等について試験を行います。

エ 面接試験

1 の選考区分に応じて必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

オ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話、スマートウォッチ等の使用はできません。）。

(3) 結果発表

令和8年10月上旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

インターネットにより以下のとおり申し込んでください。

(1) 受験手続

申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。また、(3)の第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査第1日に会場に持参してください。

『しがネット受付サービス』アドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/26bc00010114>

※ 所定のエクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ データ入力ができない場合は、手書きで作成した出願票をスキャンし、そのスキャンデータを添付してください。（写真データ不可）

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。



(2) 受付期間

令和8年8月17日（月）正午から令和8年9月9日（水）17時まで
（システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

(3) 第1次考査受験時に必要な書類等

ア 履歴書 1人1通（様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。）
『滋賀県ホームページ』アドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

イ 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

ウ 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。）

※ 受験番号を通知するメールは、令和8年9月11日（金）以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和8年9月16日（水）までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡してください。

電話 滋賀県総務部人事課 （077）528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日

本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

選考区分	職務の例
心理判定員	児童福祉法に基づく立入調査等
児童福祉司	
自立支援員	
児童指導員	
保健師	精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づく入院措置等
獣医師	(ア) と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づく検査 (イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職

部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 こども性暴力防止法が施行されることに伴う措置について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）の施行後（同法は令和8年12月25日までに施行される見込み。）、児童等と接する業務（以下「当該業務」という。）に従事することとなる者については、同法第4条第1項の規定に基づく特定性犯罪の前科の有無の確認（以下「当該確認」という。）を行います。

- (1) 選考区分「心理判定員」、「児童福祉司」、「自立支援員」、「児童指導員」を受験する者

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ、当該確認とは別に、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- (2) (1)以外の選考区分を受験する者

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないなど児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ、当該確認とは別に、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめ御了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項および第8項を参照してください。

8 その他

- (1) 第1次考査合格者については、令和8年10月8日（木）に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年10月下旬に採用の通知をします。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。